

## 平成30年8月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年8月10日（金） 午前9時00分開会
2. 開催場所 役場2階会議室
3. 出席委員（9人）

会長(10番) 渡邊 和夫	職務代理者(5番) 永田 熊信	
(1番) 宮原 清人	(2番) 岩坂 博行	(3番) 西田 義和
(4番) 山田 成代	<del>(6番) 白石 梯三</del>	(7番) 平川 真由美
(8番) 内元 幸一郎	(9番) 信國 敏彦	

地区推進委員

高岡 重盛	木崎 俊充	岩崎 盛光	伊東 明継	中竹 宏一
杉本 和博				
4. 欠席委員：農業委員（1人）  
欠席委員：最適化推進委員（0人）
5. 議事日程

日程第1	議案第23号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	議案第24号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
日程第3	議案第25号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

そ の 他
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	富永 得治
農地係長	阿久津 裕介

## 7. 会議の概要

開会 午前9時00分

議長	<p style="text-align: center;"><b>1 開会・議長挨拶</b></p> <p>おはようございます。</p> <p>昨日の農地パトロールは、暑い中大変お世話になりました。本日は6番委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。</p> <p>只今から、平成30年8月相良村農業委員会総会を開会します。相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p style="text-align: center;"><b>2 議事録署名委員の指名について</b></p> <p>議事録署名委員は、5番委員、7番委員の2名を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が3議案で、案件が19案件です。</p>
議長	<p style="text-align: center;"><b>3 議 事</b></p> <p style="text-align: center;"><b>議案第23号</b> <b>農地法第3条の規定による許可申請について</b></p>
議長	<p>はじめに、議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について、審議します。</p> <p>それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>おはようございます。議案第23号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。番号1、大字深水字境田及び台原、畑1筆、田2筆の計3筆の計1,101㎡です。3条の使用貸借の案件で貸付人及び借受人は議案に記載されているとおりです。期間は10年です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について4番委員から報告をお願いします。</p>
4番委員	<p>先日、深水地区推進委員と自宅に行きまして、農業者年金の親子間の使用貸借となりますので、少し荒れているみたいでしたから深</p>

議長	<p>水地区推進委員から、耕作するように言ってきました。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明と4番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺字中高原、畑1筆の553㎡です。3条の使用貸借で、貸付人及び借受人は議案に記載されているとおりです。農業者年金の貸借によるもので期間は10年です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>8月6日に10番委員と家に行きまして、農業者年金の関係で親子間の使用貸借となりますので何ら問題ないと思われます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>

	<p>議案第24号 農業経営基盤協会促進法に基づく農地利用集積計画 の承認について（利用権貸借）</p>
議長	<p>議案第24号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画 （利用権貸借）の承認について審議します。</p>
議長	<p>1番についてですが、3番委員に関する案件なので相良村農業委員 会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事 案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>（3番委員退席）</p>
議長	<p>それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第24号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画 承認についての利用権貸借についてご説明いたします。番号1、大 字柳瀬字風呂前、田1筆の1,180㎡です。貸借の再設定案件で利 用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されて いるとおりです。期間は3年で賃借料は10aあたり15,000円で す。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>
1番委員	<p>先日、現地を見てきました。再設定の案件ですが、農地に角が多 くて、借り手が見つからずに再設定となりました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び1番委員からの報告がありまし たが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>（意見なしの声）</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろ しいですか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認すること</p>

議長	<p>に決定いたします。ここで、3番委員の入室を許可します。</p> <p>(3番委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に2番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺字佐土原、畑1筆の817㎡です。賃貸借の新規案件で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は1筆あたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について8番委員に報告をお願いします。</p>
8番委員	<p>先月、提出された案件の隣接地でここを借りることにより、作業効率がよくなるとのことで、何ら問題ないと思われます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び8番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に3番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字川辺字別府原、畑1筆の4,076㎡です。賃貸借の新規案件で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は1筆あたり10,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について深水地区推進委員に報告をお願いします。</p>
深水地区推進委員	<p>現地は10年前に集落営農で耕作地放棄地解消したところでした</p>

議長	<p>が、またまた竹が生い茂ってきたので借りる人がおられたから安心しました。タダでもいいのではと思いますが。今後はソバを栽培したいとのことでした。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明及び深水地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に4番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4、大字川辺字上高原及び朝の迫、畑5筆の30,393㎡です。使用貸借の再設定で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について10番委員から報告をお願いします。</p>
10番委員	<p>農業者年金受給によるための使用貸借で親子間ですから譲ってもいいのではと尋ねましたが、使用貸借ですとのことでした。再設定ですので何ら問題はありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び10番委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に5番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号5、大字川辺字朝の迫、田2筆の8,074㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について10番渡邊委員から報告をお願いします。</p>
10番委員	<p>8月5日に双方の方に会いまして、確認しました。この農地は水田でしたが、揚水事業廃止で、今年度より畑地化された農地であるため、賃借料は畑地の値段になっています。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び10番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>6番についてですが、1番委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(1番委員退席)</p>
議長	<p>それでは、6番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号6、大字柳瀬字陣之内、田2筆の3,748㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり</p>

事務局	20,000円です。以上です。
議長	<p>引き続き、本件について3番委員から報告をお願いします。</p> <p>双方より聞き取りしまして、1人は県外の方だったので電話で確認しました。記載してありますことに間違いございません。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び3番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>ここで、1番委員の入室を許可します。</p> <p>(1番委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に7番・8番は関連につき一括して、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号7、大字川辺字上高原及び中高原、畑2筆の11,606㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は1年で賃借料は10aあたり5,000円です。続きまして番号8は、番号7の転貸で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は1年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>8月6日に10番委員と一緒に双方に確認しまして、再設定の案</p>



川辺地区推進委員	<p>件で、毎年再設定がでてくるので、長期化してはとってはみたのですが、JA支援センターをとおして、出てきてる案件で担当者とも話をしましたが貸人が、どうしても1年でとのことでした。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び川辺地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、9番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号9、大字川辺字下七折、畑1筆の694㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>事務局からの説明及びありますが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>
四浦地区推進委員	<p>貸人の人は農業法人の方ですが、その方から借りるといのは如何なものか。</p>
事務局	<p>下七折地区は、農地集積の重点地区でございまして担い手農家のメンバーにはいないために、集積ができません。近くに所有している農地付近では、極力その方に集積できるようにしたいです。</p>
議長	<p>他に意見ございませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>

議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に10番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号10、大字川辺字下七折、畑1筆の350㎡です。賃貸借の新規案件で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に11番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号11、大字川辺高原及び下七折、畑2筆の2,474㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>

議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に12番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号12、大字川辺下七折、畑1筆の492㎡です。賃貸借の新規案件利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に13番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号13、大字川辺字下七折、畑1筆の2,241㎡です。使用貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろ</p>

議長	<p>しいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について審議します。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第24号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の所有権移転についてご説明いたします。番号1、大字柳瀬字浜ノ上、畑2筆の5,523㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は、1,971,711円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第25号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について</p>
議長	<p>次に、議案第25号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について、審議します。1番について事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第25号農用地利用配分計画案に関する意見についてご説明いたします。番号1、大字川辺字高原及び下七折、畑4筆の3,518㎡です。権利を設定する者及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法の賃貸借の転貸で期間は10年で賃借料は、10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺字下七折、畑1筆の492㎡です。権利を設定する者及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法の賃貸借の転貸で期間は5年で賃借料は、10aあたり5,000円です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、3番について事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>番号3、大字川辺字下七折、畑1筆の2,241㎡です。権利を設定する者及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法の賃貸借の転貸で期間は5年で賃借料は、10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします</p>
議長	<p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p> <p>その他</p>
事務局	<p>農業委員会業務必携を皆さんに配付しております。</p> <p>第1回農地利用最適化推進委員推進大会が8月29日に県立劇場で開催されます。出欠のほうを8月14日までに事務局までご連絡お願いします。</p> <p>(1) 次回の総会の開催日について 9月10日、(月)曜日、午前9時から</p> <p>閉会</p> <p>○ それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

閉会 午前9時55分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

平成30年8月10日

相良村農業委員会

署名委員 5番 \_\_\_\_\_ (印)

署名委員 7番 \_\_\_\_\_ (印)